

消防団員等表彰取扱基準

昭和 57 年 3 月 31 日制定
平成 7 年 4 月 1 日一部改正
平成 10 年 1 月 1 日一部改正
平成 19 年 3 月 31 日一部改正
平成 27 年 7 月 15 日一部改正

- 1 この基準は、広島市消防表彰条例によるもののほか、消防団長（連合消防団長を含む。）が行う、表彰について必要な事項を定めるものとする。
- 2 消防団員（元消防団員を含む。以下「団員」という。）及び分団については、次の区分により表彰するものとする。
 - (1) 退職団員の表彰
 - ア 副団長以上の職にある者が退職するときには、消防局長及び連合消防団長が連名し、賞状を授与してこれを表彰するものとする。
 - イ 分団長の職にある者が退職するときには、消防署長及び消防団長が連名し、賞状を授与してこれを表彰するものとする。
 - (2) 優良団員の表彰

消防団長は、所属の団員で、次の基準により他の模範と認められるものについて、賞状を授与してこれを表彰するものとする。

 - ア 勤続 5 年以上の団員で成績優秀な者。
 - イ 表彰該当者は、各分団の団員の中から原則として 1 名とする。

但し、分団の団員数により団長が必要と認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 優良分団の表彰

消防団長は、所属の分団で、次の基準により他の模範になると認められるものについて、賞状を授与してこれを表彰するものとする。

 - ア 過去 1 年間の成績が抜群と認められる分団。
 - イ 各団の表彰分団数は、各団 1 分団とする。

但し、安佐北消防団は、隔年で 2 分団とすることができる。
 - (4) 新人奨励表彰

消防団長は、勤続 5 年未満の団員で最も成績が優秀な団員に対し、賞状を授与してこれを表彰するものとする。
 - (5) 特別表彰
 - ア 市域を超えた行事や消防団活動において、その功績が特に顕著な団体又は団員に対し、連合消防団長及び所属団長が連名し、賞状を授与して、これを表彰するものとする。
 - イ 消防団活動において特に功労があった者に対し、消防局長及び連合消防団長が連名し、賞状を授与して、これを表彰するものとする。
 - (6) その他の表彰
 - ア 連合消防団長は、全市的に行う各種行事において、その成績が優秀と認められる団体、又は団員に対し、賞状を授与してこれを表彰するものとする。
 - イ 消防団長は、消防団で行う各種行事において、その成績が優秀と認められる団体、又は団員に対し、賞状を授与してこれを表彰するものとする。
 - ウ 消防団長は、消防団活動において、その功績が特に顕著な団体又は団員に対し、賞状を授与して、これを表彰するものとする。

3 団員及び分団以外の個人又は団体で、消防団活動について積極的に協力する等、功労があると認められるものに対しては、連合消防団長又は消防団長において感謝状を贈ってこれを行う。

4 表彰の時期

- (1) 2(1)については、退職発令の当日とする。
- (2) 2(2)・2(3)については、翌年の出初式に行う。
- (3) 2(4)については、年度末において行う。
- (4) 2(5)・2(6)及び3については、その都度行う。
- (5) 2(2)・2(3)・2(5)については、副賞を添えるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 15 日）

この要綱は、通知の日から施行する。